

# 指定都市にお住いの皆様へ

## 個人住民税寄附金控除制度が変わりました

平成29年度税制改正により、指定都市（北九州市・福岡市等）にお住いの方の個人住民税所得割の税率が変更されました。このことに伴い、平成29年1月以降の寄附金について、都道府県・市町村が指定する寄附金に関する個人住民税の寄附金税額控除割合が変更となります。

個人住民税所得割の税率 (指定都市在住の方)			寄附金税額控除における控除率 (指定都市在住の方)		
	現行	改正後		現行	改正後
県民税	4%	→ 2%	県民税	4%	→ 2%
市民税	6%	→ 8%	市民税	6%	→ 8%

### 寄附金税額控除割合の変更について

県・指定都市の双方が条例指定している寄附金については、控除額の変更はありません。  
 県のみが条例指定している寄附金については、控除額が減少することとなります。

#### 寄附金控除額【現行】

- ① 県が条例指定している寄附金 (寄附金額\* -2,000円) × 4%
  - ② 指定都市が条例指定している寄附金 (寄附金額\* -2,000円) × 6%
  - ③ 県・指定都市双方が条例指定している寄附金 (寄附金額\* -2,000円) × 10% (4%+6%)
- \* 総所得金額等の30%が上限となります。

#### 寄附金控除額【改正後】

- ① 県が条例指定している寄附金 (寄附金額\* -2,000円) × 2%
  - ② 指定都市が条例指定している寄附金 (寄附金額\* -2,000円) × 8%
  - ③ 県・指定都市双方が条例指定している寄附金 (寄附金額\* -2,000円) × 10% (2%+8%)
- \* 総所得金額等の30%が上限となります。

### 個人住民税の寄附金控除に関するお問合せ先

お住いの指定都市の税務部門にお問合せください。

【北九州市 各区役所市民税課又は税務課】 \* 市民税課は直通番号・税務課は代表番号を記載しています。

門司区 (門司税務課)	093-331-1881	小倉北区 (市民税課)	093-582-3360	小倉南区 (小倉南税務課)	093-951-4111
若松区 (若松税務課)	093-761-5321	八幡東区 (八幡東税務課)	093-671-0801	八幡西区 (市民税課)	093-642-1458
戸畑区 (戸畑税務課)	093-871-1501				

【福岡市 各区役所課税課】

東区	092-645-1026	博多区	092-419-1027	中央区	092-718-1038	南区	092-559-5041
城南区	092-833-4032	早良区	092-833-4320	西区	092-895-7017		

## 個人住民税の寄附金控除制度に関するQ&A



Q 福岡市在住で、久留米市の学校法人に毎年寄附をしています。  
これまで、福岡県の条例指定を受けている寄附金に該当するとして寄附金控除を受けていました。20,000円を寄附した場合、住民税の寄附金控除額はどのように変わりますか？

A ご質問の寄附金は、県の条例指定を受けており、お住いの福岡市の条例指定を受けていない寄附金であると考えられます。

平成28年中に支出した寄附金の控除額は、

$(20,000 \text{円 (寄附金額)} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = 720 \text{円}$  となります。

平成29年1月1日以降に支出した寄附金の控除額は、

$(20,000 \text{円 (寄附金額)} - 2,000 \text{円}) \times 2\% = 360 \text{円}$  となります。

\*控除対象となる寄附金額の合計には上限（総所得金額等の30%）があります。



Q 県と指定都市両方の条例指定を受けている寄附金については、寄附金控除額の変更はないと考えていいのですか？

A 県と指定都市の双方が条例指定をしている場合、合計の寄附金控除割合は10%で変更ありません。

平成28年中に支出した寄附金の控除割合 10%（県4%+指定都市6%）

平成29年1月1日以降に支出した寄附金の控除割合 10%（県2%+指定都市8%）



Q 福岡県内の社会福祉法人に寄附をしました。寄付先の団体が、県及び住所地である指定都市の条例指定を受けているのかわかりません。  
どこに聞いたらいいのでしょうか？

A まずは寄附をされた団体にご確認ください。

なお、県・指定都市の条例指定の状況については、下記の担当部署へご確認ください。

福岡県 税務課直税第一係 TEL 092-643-3064

北九州市 課税課課税係 TEL 093-582-2033

福岡市 課税企画課市民税企画係 TEL 092-711-4207

HPアドレス

福岡県 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyourei-kifukin.html>

北九州市 <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/zaisei/08800120.html>

福岡市 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/zeisei/life/jyoureisiteikihukin.html>

